－ 令和８年度政策評価 －

事務事業評価の結果について（概要）

令和８年１１月

総 務 部　　財 政 課

はじめに

本県の政策評価は、

・県民の皆様に対する行政の説明責任の徹底

・効果的かつ効率的な行政の推進

・県民の皆様の視点に立って成果を重視した行政運営の実現

を目的として平成１３年度に本格的に導入し、また、平成１８年度からは「長崎県政策評価条例」を制定し、制度の信頼性、客観性、透明性の一層の向上を図り、毎年、事業の成果を検証しています。

今回、県が自ら行った、令和８年度事務事業（指定管理者制度導入施設を含む）評価の結果を取りまとめましたので、その概要を公表いたします。

なお、事務事業については、県政運営の指針として策定している総合計画「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」の施策の下に位置付けられる事業群単位で、これを構成する事業をひとまとめにして評価を実施しております。

政策評価結果につきましては、事業内容の見直しなどを当該事業に適切に反映させるとともに、新たな事業等の企画立案、予算編成などに活用します。

１　事務事業の評価

《ポイント》事業見直しの件数と割合

・令和９年度に向けて、総合計画を推進する事務事業７３１件を評価し、
６８．４％にあたる５００件を見直し

（見直しの内訳）拡充３７件、改善４５５件、統合４件、縮小１件、廃止３件

表１　事務事業の評価結果　（単位：件、％）

項目	見直し						現状維持	終了	合計
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	小計			
件　数	37	455	4	1	3	500	191	40	731
構成比	5.1	62.2	0.6	0.1	0.4	68.4	26.1	5.5	100.0

２　指定管理者制度導入施設の評価

《ポイント》管理運営状況の総合評価

・令和７年度指定管理者による管理・運営を実施した４２件のうち、
総合評価において、

十分な成果があがっているものは１３件（３１．０%）
ほぼ期待した成果が上がっているものは２９件（６９．０%）
期待した成果が必ずしも上がっていないものはなし

表２　管理運営状況の総合評価結果　（単位：件、%）

項目	A 十分な成果が上がっている	B ほぼ期待した成果が上がっている	C 期待した成果が必ずしも上がっていない	合　計
件　数	13	29	0	42
構成比	31.0	69.0	0.0	100.0

表３　評価結果　（単位：件、%）

項目	見　直　し				現状維持	合計
	改善	移管	廃止	小計		
件　数	37	0	1	38	4	42
構成比	88.1	0.0	2.4	90.5	9.5	100.0

３　評価結果の公表等

(1)　評価結果の公表

・総務部総務文書課前カウンター（本庁４階）のほか、県政情報コーナー（本庁１階）及び行政資料コーナー（長崎を除く各振興局）に評価を行った全事業の評価調書、総括資料等を備付け

・県のホームページ（政策評価）に、令和８年度評価結果を掲載

(2)　県民の皆様からのご意見募集

・令和８年度の事務事業評価結果について、公表日から１か月間、総務部総務文書課前カウンター（本庁４階）及び行政資料コーナー（長崎を除く各振興局）に「ご意見提出用紙」及び「ご意見提出箱」を備付け、県民の皆様からのご意見を募集（郵送、ファックス、電子メールでも受付け）

・期間中いただいたご意見については、概要をとりまとめ、県の考え方（意見の反映状況等）もあわせて公表

・上記以外にも、郵送、ファックス、電子メールで幅広く県民の皆様からのご意見等を随時受付け

※詳細は県ホームページをご覧ください

【資料】

①　事務事業評価の結果一覧表

②　指定管理者制度導入施設の評価結果一覧表

【参考】本県の政策評価制度の概要

(1)　目　　的

①　県民に対する行政の説明責任の徹底
②　効果的かつ効率的な行政の推進
③　県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現

(2)　本県の政策評価の特徴

①　政策評価に関する情報の公表の徹底
②　県議会各常任委員会への報告など議会報告の徹底
③　政策評価の客観的かつ厳格な実施をさらに推進していくため、「長崎県政策評価条例」を制定（平成１８年４月１日施行）
④　政策評価の客観性及び信頼性をなお一層高めるため、外部の有識者による外部評価制度を導入（平成１８年度から）

(3)　導入時期

平成１３年４月本格導入

(4)　評価の実施主体

・県が行う評価：各部（局）各課（室）自らが実施
・外　部　評　価：有識者で構成する長崎県政策評価委員会において実施

(5)　評価の対象

長崎県総合計画の施策の下に位置づけられる事業群を推進する事務事業

(6)　評価の時点と内容

事業評価は毎年行い、必要性、効率性、有効性、事業構築の視点等の観点から評価

（事業構築の視点とは）

評価の実施に際して、全庁的に事業構築に関して重視すべき９つの視点を共有し、評価を実施するもの。

①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか
②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。

③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。

④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。

⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。

⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しになっているか。

(7)　指標の設定

評価のものさしとなる指標を設定し、可能な限り数値化

・活動指標：どれだけのことを行うのか

・成果指標：県民に対してどのような効果をもたらすのか

(8)　評価結果の反映

①　予算や事業の改善、見直しへの反映

②　「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」に掲げる施策への着実な反映等

[令和９年度に向けた事業の方向性の区分](事務事業評価)

区　　分	説　　明
拡　　充	見直しにより、事業内容、対象、事務量が増加するもの
改　　善	手法や制度等の改善、見直しにより事業内容を一部変更するもの
統　　合	見直しにより、事業を統合するもの
縮　　小	見直しにより、事業内容、対象、事業量が減少するもの
廃　　止	事業を行わないこととするもの（終了を除く）
現状維持	結果的に見直しがなく、来年度も今年度と同様に事業を行うもの
終　　了	設定した終期の到来により事業を行わないこととするもの